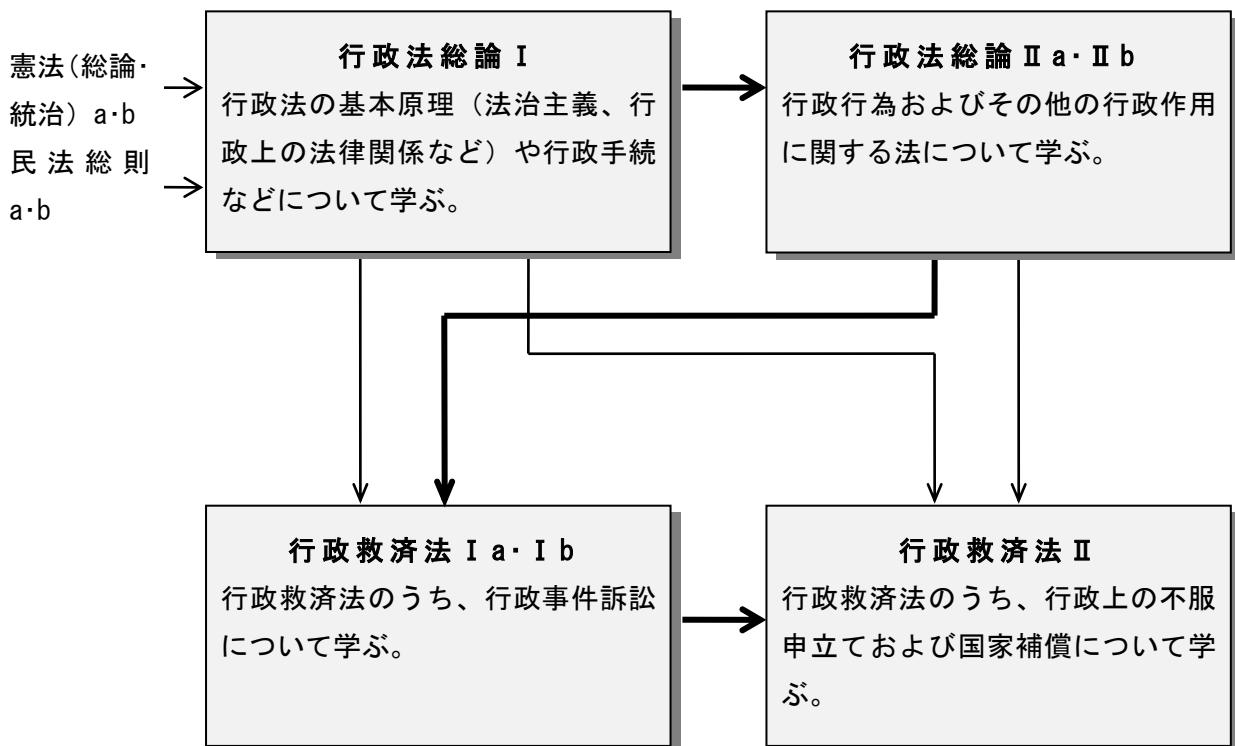


行政法の学び方



- ① 「行政法総論 I」は、行政法のいわば入門編であり、行政法のなかでは最初に学ぶべき科目である。履修にあたっては、「憲法（総論・統治）a・b」「民法総則 a・b」を1年次に履修することが望ましい。
- ② 「行政法総論 II a」「行政法総論 II b」は、ともに行政作用法であり、セットで開講するので、2年次第2学期に「行政法総論 I」を履修した後、引き続き2年次第3・第4学期に履修することが望ましい。
- ③ 「行政救済法 I a」「行政救済法 I b」は、ともに行政救済法のうちの行政事件訴訟であり、セットで開講するので、「行政法総論 I」と「行政法総論 II a」「行政法総論 II b」を履修した後、できるだけ3年次の第1・第2学期に履修することが望ましい。
- ④ 「行政救済法 II」では、行政救済法のうちの行政上の不服申立ておよび国家補償について学ぶ。「行政法総論 I」「行政法総論 II a」「行政法総論 II b」「行政救済法 I a」「行政救済法 I b」を履修した後、できるだけ3年次の第4学期に履修することが望ましい。